

令和元年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧（栃木地域：栃木第1・5地区）

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	嘉右衛門町	<p>【祝日について】 令和になり大型連休がありました。近年、我国の祝日の意義と国旗が軽んじられているように思われてなりません。東京オリンピック開催により多数の外国人がお見えになります。 祝日の意義と国旗のあり方について子どもたちにどのように教えているのでしょうか。 また、振替休日により月曜日のカリキュラムがどのように補習されているのでしょうか。</p> <p>【当日再質問】 5、6年生を対象に実施しているとの回答ですが、日本人としての自覚を持つような教育をしていただきたいと考えています。 上級生を対象に授業を行っているのはなぜですか。低学年を対象に祝日の意味を教えることはできないのでしょうか。</p>	<p>【学校教育課：TEL 21-2474】 現行の学習指導要領では、小学6年生の社会科で、国民の祝日が法律で定められていることや、その意義について学びます。また、小学5年生の社会科では、国旗についての理解と、それを尊重する態度を育てよう求められています。学校では毎朝当番の児童生徒によって、国旗掲揚を行っています。入学式や卒業式等の儀式的行事にも国旗を掲げ、君が代の斉唱を行い、意識の高揚を図っています。 振替休日に関するカリキュラム等への影響ですが、年度の始めに振替休日等を踏まえた年間のカリキュラムを策定しますので、補習をする必要はございません。</p> <p>【教育部長】 具体的に小学校では5、6年の社会科の授業のなかで詳しく学ぶと言う意味合いで回答いたしました。小学校では、入学式や卒業式などに国旗を掲げ、国家を歌うなど意識付けを行っております。 また、学習指導要領に則り日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育て国旗や国歌に正しい認識をもたせることを重要視し行っております。 ある程度年齢が高く理解ができることから、5年生、6年生の教科として扱っています。 また、学校としては国民の祝日の意味について学級担任から前日に伝えるなど意識付けを行っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：学校教育課：TEL 21-2474〕</p>
2	嘉右衛門町	<p>【嘉右衛門町ヤマサ味噌工場跡地の利活用について】 平成29年度から施設利活用計画策定が始まり30年度、旧例幣使街道沿いの建物にも修復が具体的になってきました。 30年度中に建物がどこまで完成し、今年度中にどこまで進むのでしょうか。 また、利活用できる場所、日時、利用方法についてお聞かせください。</p>	<p>【蔵の街課：TEL 21-2571】 嘉右衛門町ヤマサ味噌工場跡地の利活用につきましては、ご案内のとおり、昨年7月から例幣使通り沿い4棟の修理工事に着手しております。 平成30年度の工事では、基礎工事、建て方、屋根の下地までが完了しており、年度内の完成を予定しております。 また、かねてよりご要望のあった、屋外トイレ棟については、漆喰壁を完全に乾燥させてからの施工となるため、年度をまたいで、来年度の完成になる予定であります。 なお、北側の土蔵、中央の見世蔵及び主屋につきましては、喫茶などの飲食ができるスペースとして、また一番南側の主屋について伝建地区の歴史などを紹介するガイドセンターとして、来年7月のプレオープンを目指しております。 開館の日時や利用方法につきましては、今後検討して参ります。</p>	<p>【蔵の街課：TEL 21-2571】 嘉右衛門町ヤマサ味噌工場跡地につきましては、例幣使通り沿い4棟の修理工事を実施しており、令和2年3月下旬に工事用フェンスが撤去される予定であります。 なお、屋外トイレ棟を含む施設の利用は、7月のプレオープンを目途に開始したいと考えております。</p>
3	宮本	<p>【栃木市平柳1丁目の農業放棄地の雑草について】 昨年提案させていただきました。お陰様で雑草も刈り取られ、きれいになり、周辺住民からも、教育関係者からも、よかったです、との声をいただいているところです。今年は昨年のような雑草が生い茂ることのないよう地権者に引き続き指導をしていただきたいと思っております。継続的な管理をお願いいたします。</p>	<p>【農業委員会事務局：TEL 21-2395、環境課：TEL21-2142】 昨年においては、地域住民や教育関係者による除草活動のご協力のほか、当事務局からも耕作者へ農地の適切な管理をするよう通知し、耕作者によって維持管理されたところです。 その後、今年3月に当該地を駐車場へ転用するとの届出がありましたので、今後は雑草が繁茂するような状況は無くなると思われず。着工までは所有者が適切に管理していくとの確認もできております。 今後も、所有者への通知等により適切な管理がなされるよう努めてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：農業委員会事務局：TEL 21-2395、環境課：TEL21-2142〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
4	宮本	<p>【母子保健推進委員の活動の中からの要望について】 自治会長の一番大変な仕事は、民生委員と母子保健推進委員の推薦の仕事です。なかなか手がない状況です。母子保健推進委員がもっと活動しやすい環境を整えてもらいたいと思います。</p> <p>1. 分かりやすい地図を作ってもらいたい。 妊婦の書いた地図では訪問できないのがたくさんあるとのこと。宮本自治会では日ノ出町の五差路から北に北にと都賀町の境まで、南北の長い区域です。農地が分譲地となり、一戸建て住宅やアパート・マンションが建てられています。分譲地に家が建ち、ゼンリンの地図にも載っていないところがあり、訪問先が分からなく大変苦労したとの報告がありました。ゼンリンの地図に掲載されるようになったら、訪問先の分かりやすい地図を作成してもらいたいと思います。</p> <p>2. 電話にすぐ出してもらうための施策を講じてもらいたい。 訪問する時、アポを取るため電話をしてもなかなか出してもらえないとの話がありました。今の時代オレオレ詐欺やいかがわしい商品勧誘などの影響で電話に出ない人が多いのではないのでしょうか。何時ごろなら電話に出られるのか聞いてもらいたいとの要望もありました。 母子健康手帳を交付する際、きめ細かい電話対策を講じてほしいと思います。</p> <p>3. 妊婦訪問活動の中で、旧栃木市に産科婦人科がなく、近隣地域の産科婦人科に診察を受けており、近くになると便利だよねと、何人かの人から話があったそうです。 産科婦人科開設は大変難しい問題・大きな課題とは思いますが、栃木市長はじめ市役所幹部全員が力を合わせ、産科婦人科開設にお骨折りにいただきたいと思ひます。 開設になれば、栃木市民の生活がより便利に、よりよい行政サービスが提供できるのではないかと思います。</p>	<p>【健康増進課：TEL 25-3511、25-3512】 自治会長の皆様には、民生委員並びに母子保健推進員の推薦にご尽力いただいていることに、深く感謝申し上げます。 母子保健推進員による妊婦さん等訪問活動については、近年、社会環境の変化により、表札を掲げない家庭が多いため訪問先が特定しにくく、また仕事をしている妊婦さんも多いため電話を入れても出してもらえない等、苦慮されていることは認識しております。</p> <p>1. ご指摘のとおり、妊婦さんに記載していただいた手書きの地図の中には、分かりにくいものがありますので、次回の訪問依頼から住宅地図を添付してまいります。また、住宅地図に掲載がない新築の住宅やアパートにつきましては、お手数ではありますが、訪問を約束する際に立地場所や建物の特徴などをご確認いただけたらと思います。</p> <p>2. 現在、母子健康手帳交付時に、母子保健推進員の案内をしておりますが、その際、担当となる母子保健推進員の氏名や電話番号等を紹介し、連絡があったら応じていただけるようお願いしているところであります。今後、電話の応答については、母子健康手帳交付の際、電話に出られる時間帯の確認を行う等検討して参りたいと思ひます。 なお、訪問先の所在が不明、また何度電話をしても応答がない時には、地区担当保健師が対応しておりますので、ご連絡をいただけたらと思ひます。今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>3. 市内で出産できる産科婦人科が平成29年7月から1か所となつてしまひ、産科婦人科開設に対する市民の要望が大きいことは、市としても十分認識しております。 このため、昨年7月に市医師会、とちぎメディカルセンター、県の協力により「栃木市産科等開設検討委員会」を設置し、検討を行つてまいりました。 しかしながら、全国的な産科婦人科医不足により、医師等の確保が困難なことなどから、産科開設は難しい状況にあります。 そのため、現在、産婦さんへのアンケート調査等を行い、安心して子どもを産み育てるために必要な各種施策について改めて検討しているところであります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：健康増進課：TEL 25-3511、25-3512〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
5	宮本	<p>【平柳町 1-37 の公園に遊具の設置を】 平成31年1月4日発売の宝島社「田舎暮らしの本」2月号で2019年版「住みたい田舎ベストランキング」で子育て世代部門で全国1位となり2年ぶりに子育て世代での日本一に返り咲きました。 教育機関の多い事、都心までのアクセスの良さ、さまざまな子育て支援、移住者体験施設や「あったか住まいのバンク」などといった手厚い移住者支援が評価された結果と掲載されていました。 この公園は18区分分譲地で、移住されてきた人が多く、近くにアパートがたくさんあるところ。この住民から宮本自治会にこの公園に遊具を作ってもらいたいとの要望がありました。宮本自治会役員会議のなかでも是非遊具の設置をとの意見でした。子育て世代が住みたい全国第一位の名にふさわしい遊具を設置してもらいたい。 公園は憩いの場だけでなく、子どもたちの健全な成長を促し、地域コミュニケーションの一助になるものと考えます。しかし、当公園は通具が無いので、遊ぶ子どもが少ないことから、公園としての役割を失っています。 遊具のある公園に行くにしても、踏切を渡るか、環状線下のトンネルを渡るしかないため、非常に危険です。 ついては、次のとおり遊具の設置を希望します。</p> <p>1. スプリング遊具 2基 2. すべり台 1基</p>	<p>【公園緑地課：TEL 21-2413】 この公園は、民間事業者が18区画の宅地開発に併せて整備いたしました面積209㎡の小さな公園でありまして、宅地整備後、平成28年5月に、市に管理移管されたものであります。 民間事業者による宅地開発では、面積の小さな公園については、安全な公共空間が確保できないことから、遊具の設置は、特にお願いをしておらず、ベンチ等の休憩施設の設置となっております。 このことから、小さな公園での遊具の設置については、子供たちが安全に遊ぶためのスペースを考慮いたしますと、設置は難しいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：公園緑地課：TEL 21-2413]</p>
6	宮本	<p>【当日再質問】 地元住民からの強い要望があり提出したものです。スペースを考えると設置は可能かと考えており、子どもの多い地域であるため是非検討をお願いします。 住民からの要望もありますし、私はスプリング遊具1基ぐらいなら設置できると考えます。後日市役所に行きますので、よろしく願います。</p>	<p>【建設部長】 民間事業者による宅地分譲では、基準として300㎡以上の面積のある公園に遊具を設置するようお願いしております。 今回質問のあった公園は約200㎡の公園です。全国的に公園における子どもの事故が多く遊具の設置には、直径4mが基準のセーフティエリアを設ける必要があります。現地を確認させていただきましたが、質問にあるような滑り台を設置した場合には、すぐ隣にはコンクリートの基礎があるなど安全空間を保てる状況ではないと判断し、安全面を最優先させ遊具の設置は難しいとの回答をいたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：環境課：TEL 31-2447]</p>
		<p>【自治会に入っていない、外国人アパートの住人のごみだしについて】 引き続き、アパート管理者への定期的な指導をお願いいたします。</p>	<p>【環境課：TEL 31-2447】 外国人の住むアパートのごみステーションにつきましては、ごみ出しルールを守ることができない場合、引き続き、個別に指導を行ってまいります。 また、国際交流協会と連携協力し、ごみ出しルールのほか、たばこのポイ捨てなどについても、外国語版のチラシなどを作成し配布しております。今後も、外国人の皆さんのマナーアップを図るため、同協会や庁内関係課と連携しながらルールの周知に努めてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：環境課：TEL 31-2447]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
7	参加者 (万町 三丁目)	<p>【米軍機の低空飛行について】 市役所の上空を米軍機が低空飛行をしています。普段は3機ほどですが、多い時は5機程度飛んでいる時もあります。すごい音がするため、近所の子供が不安がっています。もう少し高く飛ぶようお願いします。</p>	<p>【危機管理監】 平成 27 年ごろから本市を低空で飛行する機体についてデータを収集しております。また、市民から同様のご意見をいただいております。全国市長会を通じ国へ要望しており、先日も県と防衛省に対し低空飛行により市民が不安を抱えている旨伝えました。県も県知事会を通じ要望をしているところですが、なかなか解決に至っておりません。 国と米軍で協定を結びルールを決めているかとは思いますが、低空飛行により市民が不安を抱えていることについて引き続き要望活動を行ってまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：危機管理課 TEL :21-2551〕</p>
8	参加者 (箱森町 東部)	<p>【緊急医療情報カプセルの配布について】 民生委員とふれあい相談員、本会の福祉部メンバーで意見交換会を開催した際に、60 歳以上の世帯にのみ配布されている緊急医療情報カプセルについて、現役世代と同居する高齢者の一部では、普段から仕事で家におらず、ほとんどの時間を高齢者一人で過ごしており、一人暮らしと変わらない世帯もあることから、このような世帯にも配布してほしいとの意見がありました。 緊急医療情報カプセルは意外と知られてないと思います。自治会でも啓発をしていきたいと思っているので、弾力的な対応をお願いします。</p>	<p>【保健福祉部長】 緊急医療情報カプセルはひとり暮らしの 65 歳以上の方、65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方、身体障害者手帳をお持ちの方を対象に配布しております。無償配布と言うこともあり基準を設ける必要があることから、研究・検討させていただきたいと考えております。 配布については検討させていただきたいので、具体的なお困りの状況を後日相談させていただきたいと考えております。 高齢者向けサービスのガイドブックを配布しており、そこには緊急医療情報カプセルについても分かりやすく解説があります。お手元にならなければ、提供させていただきますのでご連絡ください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：地域包括ケア推進課 TEL 21-2239〕</p>
9	参加者 (箱森西部)	<p>【運転免許証の自主返納について】 運転免許証の自主返納についてですが、受付は警察署または運転免許センターで行っていますが、自主返納支援制度の手続きは別途市役所行かなければなりません。返納後は、家族の協力が無ければ自転車に乗って行かなくてはならず大変危険なので、手続きが一度で済むようにしてください。 また、免許を返納するとふれあいバスと蔵タクの共通乗車券を1万円いただけますが、いただけるのは一度切りで不便を感じます。福祉タクシーも1万2千円が貰える制度があるようですが、自主返納が進むような検討をお願いします。 タクシーでは運転履歴証明書を提示することで1割引してくれます。福祉タクシー券が無理なのであれば利用料金を2・3割引にするなど制度の拡充が必要だと思います。高齢者が安心して利用できるような考えをお願いします。</p>	<p>【生活環境部長】 免許返納された方にふれあいバスと蔵タクの共通乗車券1万円分を差し上げています。免許をもともと持っていない方も考慮し1万円分を1度きりとしておりましたが、警察とも相談しながら検討をしていきたいと考えております。 また、今後は高齢者を対象にふれあいバスを割安で利用できるような方策なども併せて検討したいと考えております。 【保健福祉部長】 福祉タクシーの 500 円券 24 枚を交付しておりますが、目的として高齢者や障がい者の交通手段の確保としております。ふれあいバス、蔵タクが新設され、廃止または 12 枚に減らす話もありましたが、要望が多かったことや、土日の営業が難しいことなどを考慮し 24 枚としております。限りある財源であり、今の状態が目一杯と考えております。</p>	<p>免許返納について 【交通防犯課 TEL 21-2153】 運転免許証の自主返納と支援制度の手続きの一本化については、栃木警察署とも協議したところ、所管が異なる双方の事務を一つの窓口で行うことは困難とのことでしたが、警察署での返納手続きの際に、その後の市役所での支援制度の手続きがスムーズに進むよう、市役所での支援制度の手続き内容・手順をご案内していただくようご協力いただいております。 支援制度としては、免許をお持ちでない方も考慮し、ふれあいバスと蔵タクの共通乗車券 1 万円分の 1 度限りとしておりますが、令和 2 年 3 月 21 日からの見直しで、ふれあいバスの運賃につきましては、距離に関係なく一律 200 円となることから、75 歳以上の高齢者の方は半額の 100 円となりますことから、免許をお持ちでない方も含め、ふれあいバスが更に利用しやすくなります。 今後につきましては、利用状況や、市民の皆様のご意見・ご要望を踏まえ、運賃や運転免許証自主返納者への支援の在り方について検討してまいります。</p> <p>福祉タクシーについて 【左記回答要旨のとおり】〔障がい福祉課 TEL 21-2203〕</p>
10	参加者 (箱森中央)	<p>【旧赤津川について】 旧赤津川と言われる水路ですが、平成27年の豪雨の際に職員は確認されたのでしょうか。川には草、木、竹が生い茂り何年も手入れがされていません。先日自治会で手入れを行いました。担当課による確認と手入れをお願いします。</p>	<p>【建設部長】 終了後、具体的な箇所の確認と相談をさせていただきます。</p>	<p>【道路河川維持課 TEL 21-2408】 台風 19 号の影響による土砂等の堆積を除去いたしました。今後も適切な維持管理を実施していきます。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (平柳一丁目)	【ブロック塀の対策について】 自治会区域内に道路河川維持課と書いてあるカラーコーンがブロック塀に置いてあります。ブロック塀は古く亀裂が入っており危険を知らせるためと推測していますが、何故置いてあるのでしょうか。また、危険なブロック塀への対策として補助制度はあるのでしょうか。	【建設部長】 カラーコーンについてですが、地元からの通報によりブロック塀が倒壊の可能性があることから、安全を期すために設置したものと思われます。個人所有の塀だとおもわれることから、所有者と改修について話をしたいと考えております。 【都市整備部長】 本市におけるブロック塀への対策は、現在検討をしているところであり、9月補正により支援措置を設けることで対応を検討しているところです。補助制度が整い次第ご連絡させていただきます。	【建築課 TEL 21-2441】 本年10月1日より、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去改修工事に要する費用の一部について補助する制度を創設しました。 補助制度の概要につきましては、広報とちぎや市ホームページにてご案内させていただいております。 危険なブロック塀の対応につきましては、引き続き所有者に対し適正な維持管理を指導してまいります。
12	参加者 (平柳一丁目)	【巴波桜の植樹計画について】 巴波桜の街路樹についてですが、植樹を行った組織が活動しておらず地元商店会の協力により維持管理をしているところです。県道であり県の所管であるかとは思いますが、巴波桜の植樹計画などがあれば考え方を教えてください。	【建設部長】 街路樹の植栽には歩道の幅員が3.5m以上必要であり市内でも限られることから独自の植栽計画は持っていません。現在は、提案があった際に相談・検討をしたうえで対応しております。	【土木管理課 TEL 21-2403】 県道新栃木停車場線に植樹された巴波桜につきましては、新栃木駅周辺の活性化を目的とした住民有志の団体により、植樹・管理されているものであるため、市独自での植栽計画はありません。 なお、令和元年7月には通行の支障となる桜があったことから、管理する団体に連絡し、支障となる枝の剪定を実施していただきました。
13	参加者 (平柳一丁目)	【危険なブロック塀近くの通行について】 No.11で話をしたブロック塀のあるところが通学路になっているのですが、小学生を通らせない方がいいのでしょうか。	【教育部長】 後ほど具体的な場所を確認させてください。確認し危険性が認められた場合には、通学路について学校と保護者との協議をさせていただきます。	【学校教育課 TEL 21-2129】 翌日、付近の現場を確認させていただき、学校と協議を行いました。両側の市道については、交通量も多く、特に登下校の時間帯は往来が激しいため、通学路の変更は難しいとなりました。 ご報告いただいたブロック塀の目の前は、現在空き地となっております。所有者の方を訪問させていただき、「今のところ予定はないが、建築物が建つまで、空き地を歩いていただいても構わない」とご了解いただくことができましたので、その区間のみブロック塀を避けて通るよう変更させていただいております。 上記内容で自治会長へお伝えさせていただきました。
14	参加者 (宮本)	【母子保健推進員について】 母子保健推進員が無くなるとの話を聞きましたがどうなのでしょう。	【保健福祉部長】 現在母子保健推進員の皆さまには、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診等に協力をいただいておりますが、近年、虐待等の早期発見のために専門性の高い看護師や保健師が回るべきとの考えがあります。母子保健推進員と協議をしておりますが、結論は出ておりません。	【健康増進課 TEL 25-3512】 協議の結果、家庭訪問は専門職が実施する方針となり、令和元年度をもって母子保健推進員の活動は終了することとなりました。
15	参加者 (嘉右衛門町)	【産業廃棄物の不法投棄について】 新斎場を作ることはいいと考えておりますが、行く途中に産業廃棄物の不法投棄があり、雨が降ると汚泥や薬品などの有害物がため池に流れそこから川に流れていると聞きました。 また、不法投棄を市は知らなかったとの話も聞きました。この件についてお聞かせください。 不法投棄をどうにかしないと意味がないと思います。ため池を深く掘っても流れ込むと住民が言っているそうです。よく住民の声を聞き対応してください。	【生活環境部長】 新斎場建設予定地の脇の林道にため池があり、その先に産業廃棄物の不法投棄があります。これは旧岩舟町時代の平成7年度から平成17年度ぐらいにかけて埋め立てられたものです。市の認識は住民説明会の時に話があったと確認しております。 いずれにしても埋め立てられた後に、それを踏まえた土砂災害警戒区域の設定であり、対策をすれば問題ないと考えております。また、ため池に流れ込む話ですが、防災対策も含め浚渫を行う予定です。 不法投棄は当然対処すべき問題であり、県と連携し働きかけをしており、撤去の指導や逮捕者を出すなど県を中心に対応しております。	不法投棄について 【左記回答要旨のとおり】[担当課:環境課 TEL 31-2447] 新斎場建設地の安全対策について 【斎場整備室 TEL 21-2428】 新斎場建設地の安全対策としては、周辺環境等の条件を踏まえ、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を計画区域から除くことや、土砂災害を考慮した施設の構造や配置計画にすること、警戒避難体制の整備等で対応していく考えでおります。 また、平成31年度に調査を実施した建設地西側の急傾斜地の崩壊への対応策では、建設地南側の地盤の盛土などを実施してまいります。 なお、令和元年10月の台風19号の際にも、不法投棄地を含め、新斎場建設地周辺では災害復旧を実施しなければならないような大きな被害はありませんでした。
	参加者 (万町三丁目)	【関連質問】 今の質問についてですが、図面を見ると山の勾配から考えて平成27年度にあったような雨が降れば完全に崩れると考えています。斎場の利用者だけでなく、サッカー場に来ていた方が災害に見舞われてしまいます。産業廃棄物を捨てた方の罪を咎めるのではなく、お金をかけてでもそこに来ないような対応をすべきではないでしょうか。もう一度市民の立場に立って考えてほしいと思います。	【生活環境部長】 市民全員が関わる斎場であり、心配はごもっともだと思います。いずれにしても、イエローゾーンであることには違いないため安全対策はしっかりと確認しながら事務を進めたいと考えております。	